

いつまでも美しい環境を守るため 下水道への接続にご協力を!!

市では、皆さまが健康で快適な暮らしをおくる事ができるよう、下水道整備を進めています。
下水道が使えるようになった区域（処理区域）にお住まいの方は、法律により下水道に接続しなければなりません。
生活環境の向上、河川等の水質保全のためにも、下水道への接続にご理解とご協力をお願いします。



工事のための補助制度 をご利用ください

●排水設備工事資金の 融資あっせん制度

- ① 融資あっせん額
工事資金100万円以内

宅内から接続するには どうすればいいの??

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店一覧名簿は、下水道担当の窓口または市HPに掲載してあります。
なお、工事費は個人負担となります。

【表1】

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (H26年4月使用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (H25年4月使用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (H24年4月使用開始)	3万円

【表2】

使用状況	一般	営業
水道水のみを使用している場合	水道水使用水量	
井戸水のみを使用している場合	認定人員 × 8 m ³ /月	量水器による計測量
水道水と井戸水を使用している場合	水道水使用水量 + 認定人員 × 4 m ³ /月	水道水使用水量 + 量水器による計測量

- ② 利子補給
市が3%以内の利子補給
- ③ 償還方法
融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還
- ④ 融資あっせん条件
* 処理区域内に居住していること
* 市税及び受益者負担金を滞納していないこと

●下水道排水設備 設置費補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水

下水道使用料について

●使用水量の算定

下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて定められますが、井戸水を使用している場合もありますので、【表2】により算定されます。

① 井戸水を使用する場合は、量水器を設置した場合、量水器による計測量を

【表3】

	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般汚水	20 m ³ まで	1,512円	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	91.80円
			60 m ³ を超え 100 m ³ まで	108円
			100 m ³ を超えるもの	124.20円
公衆浴場汚水		2,160円	20 m ³ を超えるもの	108円
一時使用汚水			1 m ³ につき	108円

設備工事を行う場合、補助金の額は【表1】のとおりです。

もって汚水量とします

②営業用で井戸水を使用する場合は、量水器を設置していただきます

③一般家庭で水道水と井戸水を併用している場合で、使用水量が認定水量より少ない場合は、認定水量とします

◆使用料金表【表3】
(2ヶ月分)

※この表は消費税込みの総額を表示したものです

※井戸水を使用している場合で、認定人員の変更(転入・出生・転出・死亡等)があった場合は、必ず届出をしてください

■問い合わせ

上下水道課下水道担当
(内線613・614)

9月10日は下水道の日
第29回下水道まつり

毎年、「下水道の日」の行事の一環として、下水道まつりを行っています。どなたでも楽しみながら下水道のことが学べるように、たくさんのご催し物を用意しましたので、ぜひご来場ください。

■日時 9月6日(土)

10時~14時(雨天決行)

■催し物 下水道施設見学・三二下水道展・水質実験・

おたのしみ抽選会ほか

■主催 山梨県・(公財)山梨県下水道公社・富士北麓流域下水道推進協議会

■会場・問い合わせ

富士北麓浄化センター
富士吉田市下吉田東4丁目26-1(駐車場あり)

☎0555-221-2259

下水道排水設備工事

責任技術者認定試験

下水道の排水設備工事を施工する指定工事店には、「下水道排水設備工事責任技術者」の資格を有する者の専属が必要であることから、この資格を取得するため試験を次のとおり実施します。

■講習会 11月12日(水)

■試験日 11月23日(日)

■両会場

山梨県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合)

■申込期間

10月1日(水)~22日(水)

※申込用紙は、市役所上下水道課下水道担当窓口及び県内4箇所浄化センターにて配布しています。

■申し込み・問い合わせ

(公財)山梨県下水道公社事務局
☎0555-2263-2738

ごみの処理は
正しく行ってください

ご家庭での「ごみの焼却」
は禁止されています!

ご家庭の簡易焼却炉でごみの焼却をしませんか?

家庭から排出されるごみを簡易な焼却炉で燃やしてしまう、近所でごみを燃やしている「のどが痛い」「洗濯物が汚れる」等の苦情が寄せられることがあります。野外で処理基準に従った焼却炉以外のごみの焼却(野焼き)をすることは、一部の例外を除いて禁止されています。

農林業でのやむを得ない焼却行為等は例外として認められていますが、ビニール系のごみ等はダイオキシン等の有害物質が発生しますので絶対に燃やさないでください。生活環境を守るため、違法なごみの焼却をなくしましょう。

蛍光灯・乾電池など
有害ごみの収集のお知らせ

9月は、蛍光灯や乾電池、水銀式の体温計や鏡などの有

■問い合わせ

環境課環境政策担当
(内線131・132)

害ごみを収集する月です。各地区リサイクル会場及び拠点リサイクル会場で収集を行います。

有害ごみの収集は、一年のうち9月と2月となっております。

排出できる日が限られていますのでご注意ください。

収集場所や日程については、各戸配付してあります「平成26年度ごみ・資源物収集日程表」をご覧ください。

なお、電球やグローランプ、割れた蛍光灯は、不燃ごみとして出してください。

9月20日~26日は
動物愛護週間



犬や猫の飼い主は、愛情を注ぐだけでなく、責任をもって飼育しなければなりません。

ご近所とのトラブルを避けるためにも、ご家庭での飼い方をもう一度見つめ直してみよう。

また、県ではこれにあわせて「山梨県動物愛護デー」を下記の日程で開催し、犬猫飼い方相談や無料健康診断をはじめ、無料乗馬体験などを行いますので是非ご来場ください。

■日時 9月23日(火・祝)
10時~15時

■場所 アイメッセ山梨

■問い合わせ

*県福祉保健部衛生業務課

☎055-223-1489

*環境課環境政策担当(内線131・132)